

日中漁業協定の概要等

(平成9年11月11日署名、平成12年6月1日発効)

1 協定の適用水域

本協定は、日本国の排他的経済水域及び中華人民共和国の排他的経済水域に適用。

2 相互入会の措置

各締約国は、自国の排他的経済水域における資源状況等を考慮して相手国漁船に対する漁獲割当量その他の操業条件を決定し、自国の排他的経済水域で漁獲を行う相手国漁船に対して許可及び取締りを行う。

3 暫定措置水域等の設定

東シナ海において、2の措置をとらない水域（暫定措置水域及び北緯27度以南水域）を設定。

暫定措置水域等においては、日中漁業共同委員会の協議を通じ、適当な保存措置及び量的な管理措置等を行う。

4 日中漁業共同委員会

両国それぞれ2名ずつの委員から構成され、少なくとも毎年1回開催。

相互入会措置をとる水域での操業条件及び北緯27以南水域の資源の保存に関する事項等について協議し、両締約国に勧告すること、暫定措置水域における資源管理措置等について協議・決定すること等を任務とする。

5 協定の有効期間

終了通告後6ヶ月で失効する。

6 中間水域

北緯30度40分以北の東シナ海のうち、東経124度45分から127度30分の水域（中間水域）については、大臣書簡に基づき、双方が相手国の許可証を取得せずに操業できる水域とする。